

労働法における規制手法・規制対象の新展開と契約自由・労使自治・法規制

[研究メンバー]

主査	荒木尚志	東京大学教授
	桑村裕美子	東京大学助手
	小西康之	明治大学助教授
	橋本陽子	学習院大学助教授
	長谷川珠子	日本学術振興会特別研究員
	両角道代	明治学院大学助教授
研究協力者	神吉知郁子	東京大学大学院
	朴 孝淑	東京大学大学院

[報告書目次]

序章	問題の所在と検討の概要
第 1 章	ドイツにおける労働協約に開かれた法規範と協約自治
第 2 章	労働法の有効性—ドイツ法に基づく考察をてがかりとして—
第 3 章	フランスの団体交渉・労働協約法制の改革
第 4 章	スウェーデン法における労働法規からの逸脱
第 5 章	イギリスの柔軟労働申請権
第 6 章	EU における自由な労働力移動の促進に関する法規制
第 7 章	アメリカ合衆国における連邦の労働・雇用関係法からの逸脱
第 8 章	障害者雇用促進に向けた規制のあり方
第 9 章	韓国における就業規則による労働条件の不利益変更 ： 賃金制度の不利益変更を中心に
補章 1	労働協約法の発展に関する提言
補章 2	事業所の雇用同盟—雇用危機回避のための王道？

[内容要旨]

本報告書は、労働法の規制緩和や労働条件規制の柔軟化が先進諸国で共通した課題となっていることを踏まえ、諸外国における労働法の規制手法・規制対象の新たな展開を、契約自由・労使自治と法規制の関係、とりわけ強行的規範からの逸脱に焦点をあてて検討を行ったものである。

グローバル経済の展開するなかで企業は刻々と変わる経済情勢に即応することを迫られているが、労働法規は国家によって設定された中央集権的な規範であり、個別企業、個別事業場の労使のニーズに合致しない場合があり得る。そこで、労働法規の規制緩和や柔軟化の是非が議論され

ることとなる。この点、欧州大陸では、中央集権的規制を分権化する動きがあり、その中でも、労使合意を前提として国家法の強行的規範を下回ることを認める例、あるいは中央集権的協約を分権化した企業・事業所レベルの合意によって下回ることを許容する例等が見られる。さらに視野を広げると、強行的規範の労使当事者による柔軟化のほかに、労働法の規制自体に当事者の関与を織り込むような新たな規制手法を導入している例もある。これらの諸外国の状況は、労働条件規範の設定の担い手として国家、組合、従業員代表組織、個人のいずれを想定するのか、それらの相互関係はどのように整理されるのか、規範の柔軟化の手続はどのようなものであるべきなのか、といった労働法の基本問題に連なる検討課題を提起している。

このような問題意識を踏まえて、本研究では、国家の制定する法規範と当事者による労働条件規制の交錯問題、より端的には制定法の強行的規範の当事者による柔軟化の問題、さらには協約の設定する法規範とより下位の当事者によるその柔軟化の問題、そしてそれが認められる場合の手続・条件等について外国法を素材として検討を行った。この問題に正面から取り組んだのがドイツの議論を紹介する第1章、第2章、および補章1、補章2であり、同じく労働協約法制について立法上の大きな転換が生じているフランスの状況を検討した第3章である。また、韓国における就業規則法理を取り扱った第9章も、労働条件変更場面における制定法の規範と現場の当事者による規制の相克を判例法理の展開を踏まえて検討したものである。

さらに、本研究では、スウェーデンのファールベック教授（ルンド大学）およびアメリカのゴールドマン教授（ケンタッキー大学）にプロジェクトの趣旨を説明し、それぞれの国の状況を包括的に論じてもらった（第4章、第7章）。また、規制の柔軟化という観点からは、国家法が一律硬直的な規範設定を行う伝統的手法とは異なり、現場の労使当事者の関与を前提とした新たな規制の在り方の展開も注目される。こうした関心からイギリスの柔軟労働申請権（第5章）や、アメリカの障害者差別禁止法制における合理的便宜の要求（第8章）についても検討を行った。自由な労働力移動を素材にEUという超国家的領域での法規設定と欧州司法裁判所の解釈、EU構成国との関係について検討した第6章は、分散化とは逆の動きに着目しつつ、多様な規範設定の交錯問題に焦点を当てたものである。

いずれも労働法の規制手法・規制対象の多様化に焦点を当て、各国における労働法の新展開を比較法的に考察したものであり、労働契約法制定をめぐる新たな労働法の姿が模索されている現在の日本にとっても議論の参考となることをめざしたものである。